

令和7年第2回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年6月12日
 招集場所 度会町議会議場
 開議 令和7年6月12日（午前9時15分）
 出席議員 1番 山北 佳宏 2番 大西 徹 3番 大野 原徳
 4番 中西 久博 6番 貞森 義和 7番 若宮 淳也
 8番 登 喜三雄 9番 西井 仁司 10番 濱岡 裕之
 11番 中森 慰
 欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	長寿福祉課長	西村 夏之
副 町 長	西岡 一義	産業振興課長	森井 裕
参 事 兼 総 務 課 長	山下 喜市	環境水道課長	西田 健
施設管理室長	岡谷 吉浩	建 設 課 長	阪口 昇吾
みらい安心課長	作野 和幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	長谷川陽子
税務住民課長	山北 早苗	教育委員会教育長	中村 武弘
保健こども課長	福谷 千鶴	教育委員会事務局長	井口 由子

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	迫本 晃	書 記	山下 雅輝
書 記	西村 美紀	書 記	宮崎 卓也

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第37号～議案第43号）
- 日程第4 採決（議案第37号～議案第43号）
- 追加日程第1 追加提出議案の上程（議案第44号）
- 追加日程第2 提案理由の説明（議案第44号）
- 追加日程第3 質疑（議案第44号）
- 追加日程第4 委員会付託（議案第44号）
- 追加日程第5 討論（議案第44号）

- 追加日程第 6 採決（議案第44号）
追加日程第 7 議員提出議案の上程（発議第 3 号）
追加日程第 8 提案理由の説明（発議第 3 号）
追加日程第 9 質疑（発議第 3 号）
追加日程第10 討論（発議第 3 号）
追加日程第11 採決（発議第 3 号）
日程第 5 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

- 議案第37号 令和 7 年度 度会町一般会計補正予算（第 1 号）
議案第38号 令和 7 年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第39号 令和 7 年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第40号 令和 7 年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第41号 度会町特別職のハラスメントの防止に関する条例について
議案第42号 度会町営診療所設置条例について
議案第43号 物件等の買入に係る契約の締結について
議案第44号 工事請負契約の締結について
発議第 3 号 度会町議会ハラスメント防止条例について

◎開会の宣告

（ 9 時15分）

○議長（若宮 淳也） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、令和 7 年第 2 回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしております日程表により、会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第 1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

1 番 山北佳宏議員。

《 1 番 山北 佳宏 議員 》

○ 1 番（山北 佳宏） 皆様おはようございます。1 番議員の山北佳宏です。議長の許可をいただきましたので、買物支援についての質問をいたします。

全国各地で、今、買物困難者の問題が発生しており、特に、地方においてもこの

傾向は顕著で深刻化しています。

本町におきまして、以前は身近なところに商店がありましたが、残念ながら、いろんな要素で、要因で、廃業が進んでしまい、自宅から歩いて買物ができる地区はごく一部です。

そして、大勢の方が買物について先行き不安を感じているのではないのでしょうか。

先日も高齢者の方から、今後の日常生活の買物について、行政支援を求める相談を受けております。

現在、本町におかれましては、買物や診療の交通手段の支援として、町営バスの運行や町内移動の路線バスの運賃を100円で利用ができる体制を敷いていただいております。この利用実績につきましては、町営バスについてはほぼ一定ですが、路線バスの運賃助成につきましては、増加傾向にあり、重要な役割を果たしていると思っています。

ただ、これまで利用されていた方が高齢等によりまして、バスの利用も困難になってしまうケースもあります。私の知っている方もこのような方があります。

そこで、本町としてもさらに買物支援策の強化を図る必要があると思います。

一つとして、移動手段の提供を行っていただき、買物に出かけやすいサービスを行う。買物の車両やタクシー等の利用などがございます。

二つ目として、家の近くに買物ができる場所を作るサービス、移動販売や買物場所の開設ということで、今現在、本町におかれては、地域サービス大集合の事業において、移動販売車を活用していただいております。開催回数や開催場所をもっと増やしていただければと思っています。

三つ目として、家まで商品を配達してくれる買物代行サービスとして、商工会等各団体との連携をされ、将来的には商品をカタログやスマホなどで確認し、注文ができるようなシステムの構築などをお願いできればと思います。

四つ目として、先進技術を活用したドローンの配送ということで、これは少し極端かも知れませんが、地域サービス大集合の開催場所に、現在保有してみえるドローンを活用していただいて商品の配達を行います。災害時に備える意味も含めた実証実験を行っていただければと思います。

本来、販売業であるべき姿は、民間事業者が地域に参入して事業を展開していくのが原則ですが、なかなか過疎地域で利益を出すことは非常に難しいことです。

経済産業省の資料には、全国で地方公共団体が国の補助金等を活用して、買物困難者に対する支援を民間事業者や団体と連携して課題解決の支援を図っているところがあるようです。

また、近隣の市町におきまして、事業所が国の、また県の補助金を採択を受けて活用し、食品小売に関する経営改善を進める場合について、町独自の上乗せ補助、

また横出し補助を実施し、事業所の負担を軽減しているところもあるようです。

現在、後期高齢者の運転免許証の返納と高齢者のみの世帯は、増加の一途をたどっています。

以上のようなことから、買物困難者が安心して暮らしていけるための救済支援策を伺います。

以上です。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、皆さんおはようございます。

山北議員の質問にお答えをいたします。

度会町では、高齢者や移動手段を持たない方々の買物が難しくなっている現状を深刻に受け止め、様々な支援策を講じております。

まず、買物やお困り事を相談できる場所として、社会福祉協議会が窓口となっております地域お助け隊と名づけた有償ボランティアの取組があります。その中に買物代行サービスがありますが、こちらは利用が少ない状況ですので、今後積極的に周知していくことで、利用拡大につなげていきたいと考えています。

また、ふれあい食事サービスとして、ボランティアや民生委員の方が、調理が困難な高齢者の方々のために、見守りも兼ねた定期的な訪問によるお弁当の提供を行っております。そのほか介護保険制度の中で、要介護認定を受けた方々に、訪問介護サービスを提供しております。

このサービスを通じて、必要な利用者には買物の支援を行い、高齢者の生活の質の向上に寄与しております。

また、民間事業者による移動販売車を利用した定期的な移動販売や買物代行、同行サービスも提供されており、買物の利便性の向上につながっております。

一方、移動手段という観点では、町内には高齢者や交通弱者と呼ばれる方々で、通院や買物への困難を抱えている地域が多くあることを認識しております。このため、早くから三交バスの路線を自主運行バスとして運行委託するなど、町としても様々な公共交通対策を講じています。

また、御質問にありましたドローンによるということでございますが、町が保有しているドローンをですね、荷物を運ぶためにはできていないということでございます。

さらに、交通弱者に対する利便性の向上を図るため、今年度は地域の皆さんがドライバーとなり、町外への移動を可能にするためのライドシェアの実証実験を検討しております。

御指摘のように、移動手段の提供は重要な施策であります。個人個人のニーズがいろいろありましてですね、ここまでやればよいという完成系がないことも認識

をしております。

今後も地域のニーズを的確に把握し、さらなる支援策の充実を図ってまいります。町民の皆様が安心して暮らせる町づくりに向けて、引き続き努力をしてまいりますのでどうか御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、山北議員に対しての答えといたします。

○議長（若宮 淳也） はい、山北議員。

○1番（山北 佳宏） はい、ありがとうございました。

ドローンにつきましては、その機能に関してのことがありますので、これから先、そういうような荷物が運べるようなドローンも必要なのかなと思いますので、また御検討をいただくということで、あと、各団体の動きのことも教えていただいて、町民の皆さんにみんなが協力して、困っている方へ力を注いでいっているということも認識しました。

先ほどの答弁をいただいた中で、ライドシェアというお言葉がありました。ライドシェア、なかなか私も詳しくないものですから、その点について、もし御説明をいただける範囲があればということと、ライドシェアについて、その車両自体を町が保有して、ドライバーが登録をして行うのか、また、ドライバー自身の車を登録して、これから進めていくのか、今の分かる段階で結構でございますので、教えていただければと思います。

以上です。

○議長（若宮 淳也） はい、山下参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山下 喜市） はい、それでは、着座にて御説明をさせていただきます。

御指摘のありましたライドシェアにつきましては、昨年度にちょっと計画を立てておりまして、度会と多気町と大台町という形で、度会でいうと、中川地区が中心となると思うんですけど、3町が重なる地域で、駅に送ってほしいんだ、スーパーへちょっと買物に行きたいんだ、病院に通院したいんだ、そういう移動の希望がある場合に、おっしゃられましたように地域の方がドライバーとなって、そこまで送り届けるという形になることを想定をしております。

地域のドライバーを募集をかけるんですけど、車自体も、一旦は実証実験という形で専用のものをリースをするという想定ではいるんですけど、これまさに今、これから進めていこうとしているところでございますので、3町よく似た地域性もありますので、そのよく似た地域性でもって、交流も含めて、友達の家遊びに行くとか、それも含めまして、実証実験等を進めていきたいと。

以降、これがまた幾度か実証実験をさせてもらった中で、町内の中での移動というところに発展していければという思いで進めていきたいというふうに思っており

ます。簡単ですけど、そんな感じです。

○議長（若宮 淳也） はい、山北議員。

○1 番（山北 佳宏） ありがとうございます。

今お話をいただきました広域での実証実験ということで、町内に限らず、広域の範囲で動けるということは非常にいいことかなと思いますし、また利用される方も、他の地域まで出れるということは非常にメリットがあるかなと思います。

ただ、非常に実証実験の段階ですけども、いろんな管理の問題とか、ハードルも高いようなことのようにございますんで、それでも複雑な手順だと思いますけども、ぜひとも実現していただいて、一日も早くですね、地域のニーズに応えていただくということで、買物ができると、非常に安心できる町やということを目指していただければと思いますので、またよろしくお願いします。

以上で、私の質問を終了させていただきます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、山北佳宏議員の質問を終わります。

続きまして、6 番 貞森義和議員。

《6 番 貞森 義和 議員》

○6 番（貞森 義和） 過日、一般質問を通告いたしました貞森でございます。二点について通告をいたしましたので、その二点を順に質問したいと思います。よろしくお願いします。

一点目は、予想される南海トラフの巨大地震への備えと。私らこうやって巨大地震、巨大地震って言うて、いつ来るんか分かりませんけども、今にも来るように言われています。私が子供の頃に何回か地震がありました。怖い地震がありました。それが、七、八十年たったら来るだろうという、それが南海トラフだと思っています。本当に恐かったです、子供の頃にね。そんなんでも巨大地震が来る、その備えができておるんかどうかというので、私度々ほかのことで質問いたしましたが、前回でしたか、町長さんが、巨大な水槽を造るっていうんですかね、耐震付きの水槽を造るという話があって、これはありがたいと。私はこれ言おうかなと思って、これ金かかるであかんと言われるやろなと思ってましたら、町長のほうから提案があって、1 か所5,000万円、町内で6 か所造って、3 億円ぐらいのつもりでやりたいと。

ただ、始まりが令和8年頃からというもので、それは遅いだろうと、ここでもちょっと失礼なぐらいあかんあかんって言うたんですけども、それが今どのぐらい進んでいるのかと。まだ計画段階ではないんだろうかと、具体的にここへ置くよと。

それから、飲み水の確保は本当にありがたいです。私は、インターネットもようしませんし、ホームページもよう見ません。ですから、地域の自治体へ伺って、ほかの町の様子を聞いてくるんです。そうするとね、飲み水のことは別にして、とり

あえず災害があったときに、こうやって水使ったらええじゃないかというので、その水を提供する井戸をね、決め込んでいるところがあります。聞きに行きます。私議員やとも何とも言わんとね、度会町の貞森いうもんですけど教えてくださいと、分かりました言うて、すぐ教えてくれて、書いてくれるんです、プリントして。それでこんなんくてええんですかって、いや、これ秘密ではありません。ホームページに書いてありますって言って。私は、ホームページをよう見ませんもんでって言ったら、プリントアウトしてくれましたけど、すごい数の井戸を確保しとんどすね。それで、私の自治体では、飲み水は保証はようしません、生活用水として、200何か所決めてありますと。町内で何かあったとき、ここの水借りて、泥を落とさないとか、ここの水借りて生活用水を使いなさいというふうにやっているんやそうです。そういう意味で、度会町の場合も飲み水としてはありがたい、この6か所。これはこれでいいんですが、それがどこへ造るか。旧の四つの村が一緒になったんですから、1か所に1つずつぐらいわね。飲み水運ぶ、ペットボトルの水を運ぶんと違う、ポリタンで運ばないかんです、生活用水となると。そうすると、世の中が地震でどうなるとるか分からんのに、軽トラで持ちに行くわけにもいきませんからね。そういうのを想定すると、本当に近くにね、生活用水が手に入るところがなけりゃいかん。飲み水は町のほうで保証してくれると。その飲み水については、耐震装置付のやら言うもったんですけども、この前、ほかのところに聞いたら、緊急用貯水槽という言葉で、共通用語にすると、緊急用貯水槽。

それでくどういようですが、この6か所をどこに決めるか、もう土地は確保したんか、いつからそれを始めるのか、まだ計画段階ではないんだろうなと。そんなことを私は聞きたいと。

それから、ほかの人からこれ早よう聞いてくれということもありましたもんで、重なるような質問ですけども、この緊急貯水槽の問題について、町長の答弁をお聞かせいただきたいと思います。よろしく。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） はい、それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、町水道事業におきましては、令和2年度から令和6年度で川上浄水場及び配水池の築造を行い、布設後40年を経過する老朽管についても随時更新を進めているところであります。

御質問の緊急用貯水槽の建設計画及び進捗状況ですが、設置場所、箇所数については、令和6年第3回定例会でも説明させていただきましたとおり、現時点では6基を最低限必要と考えており、小学校、中学校、旧小学校体育館、生活改善センターなど、町の指定避難場所に設置し、防災力の強化を図るべく計画をしております。

今後の取組についてはございますが、令和7年4月の議員懇談会でも示させて

いただきました令和6年度策定の水道料金適正化計画の中で設定した事業計画に基づき、災害による断水被害などの災害リスクを軽減するため、給水の大元となる配水池など、施設の耐震化を優先的に進めていることから、緊急用貯水槽の設置については、令和11年度から順次進めていく予定としております。

大地震等の災害時においても重要なライフラインの一つである給水の安定確保は、喫緊の課題であります。事業計画は、収益と更新事業費のバランスを考え策定したものでありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（若宮 淳也） はい、貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） この前、令和8年からという話やったんですが、今度は令和11年からですか、ではないんですか。令和11年から計画に入るんですか。

○議長（若宮 淳也） 西田環境水道課長。

○環境水道課長（西田 健） 環境水道課です。最初はですね、令和7年度、8年度で計画しておりましたんですけども、議員懇談会でも説明させていただきました料金改定に基づく計画で、令和11年度、12年度から開始するということに変更させていただきました。

○6番（貞森 義和） 11年、12年、そうすると、この前の令和8年というのは、あれは架空の案ですか、まだ。する予定ではあったんですか。いいんですけどな。

南海トラフに備えては、もう今できとらないかんです。それでありがたいことに、飲料水についてはこうするというんで、これは僕は賛成です。飲み水なければいけませんからな。せやけど、生活用水がいるもんで。ほいで、僕はこの6か所でいいんですかと、飲み水を、泥落としなんかには使えませんか、もったいない。そういう災害のときにね。そういう意味で、僕は近隣の自治体尋ねたら、200何か所、井戸を確保していますと。ほいで、あなたの町内ではここか、ここか、ここらで水借りてくださいよというふうに徹底しています。ただし生活用水であって、飲み水には使わないでくださいというのを地域に伝えてあるという、そんな話でしたもんで、私もそれも度会町へ来たら、度会町で二、三十か所そういうのをつくってないと、それこそ防災というんか、備えにはならないと思うんです。飲み水4か所、6か所造りましたよ、何かあったら皆さんペットボトルで来てくださって、そんな時代と違うんです。ですからね、ちょっと厳しいようですけど、住民の方を守るという意味ではね、もっと本気で真剣にね、ほいで、着実にしておいて、もう広報か何かでね、こうやってこうやるんですから皆さん御安心くださいぐらいのことをやっていただかないと、この前聞いたら令和8年と、今度聞いたら11年やったら、そんなんではね、もう南海トラフっていつ来るか分からんって、もう何年も言われとるんです。

せやもんで、もうちょっとせいてほしいと思うんですわ。はい、そんなことでく

どいようですけども、生活用水の確保はどうやって守る、するんですかと、住民の方に泥かぶったときは、ここの井戸から水もらって、泥流してくださいよという体制作らないとね、巨大地震に備えたっていう、そんな感じではありませんやんか。こんなやつ来てもね、度会町何とか耐えられるよというのは、皆さんにそれを計画を示してね、よし、それやったら度会町頑張れというあれならいいんですけど、令和11年度から作業に入りますよとか、今ある公共の農業改善センターとか、それもまだ確定はしてないわけですね。例えば、中之郷の農業改善センターへ1基置きます。どこどこへ1基置きます。そんなことをちゃんと言うてもらわないとね、皆さんぴんときません。この広い農村地帯ですからね。

ですから、今、谷の水や川の水は災害時使えませんか。そういう意味では、どこかから生活用水を確保するとなったら、その近隣市町のように、そのうちへ今ある水を確保して、災害のときお借りいただきますと、そうやって言うて約束して、町内の人に、ここの水使ってくださいよという、そういう青写真を示さない限りね、町民の方を守ることにはならんと思いますので、なるべく早ようその努力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。その件、それでもう終わらせてもらいます。町長ありますか、答弁。

○議長（若宮 淳也） はい。中村町長。

○町長（中村 忠彦） はい。1基当たり5,000万円から、6,000、7,000万円という事で予算がかかりますので、住民の命を守ることに対しては、しっかりとやっていきたいと思います。

度会町は、玉城インターに書いてありますように、真水の文化ゾーンと、よそよりも谷とか、いろんなことで、真水がいっぱいある町であろうというふうに私は思っています。小さいときから、うちらも谷の水汲んで、風呂を山の水道でやってました。いろいろあると思うので、生活用水に関してはですね、なるべくそういうところも利用できるのではなかろうかと、私は思っています。飲み水、命に関わることは、当然役場が責任持って配るつもりであります。

しかし、自助ということもありますので、できるだけ早くやりたいと思いますが、財政の問題もございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（若宮 淳也） はい。山下参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山下 喜市） はい、すいません、補足をさせていただきます。

6年の議会におきましても、11年度から順次設置していく考えでありますというふうには、申し上げさせていただいているところとなっております。

それで、もう一点ですね、令和5年度策定の水道事業ビジョンというものもございまして、それと併せて、6年度には策定した水道料金適正化計画、そういった中

で、まずその大元となる、町長申し上げましたけど、大元となる配水池の耐震化、これを進めていくのが、優先的に進めていくのが一番大事だろうという形になってございますので、まず、そちらを進めて、進めた状況によりまして、11年度からという形に今計画がなっているというふうになっていると思っております。

以上です。

○議長（若宮 淳也） はい、貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 私は飲み水はありがたい。これはもう何回か言うのとおりです。6か所5,000万円、総計を3億円で進めていくと、もう早う進めてください。11年ちゅうよなこと言うのとたらね、いつ来るか分かりませんのでね。計画を、この前も前倒しするという話でしたんで、倒して倒して倒してしてくださいって、僕ここで乱暴な発言しましたけど、本当に倒してやっていただきたいと思うんです。これね、皆さん遠い話やと思とってね、真剣度がないんです。私らもそういうので、うちにペットボトルやポリタンでね、水は用意して一定期間来たら捨てとるんです、いくつかポリタン用意してね。そうせんと生活用水ってね、ちょっとやそつとではないんです、使用量が。ですから、私が伺った自治体でも200何か所確保しとるんです。度会町の生活用水はね、谷の水なんてね、私とこはね、常時流れとる谷ないんです。農業をするときだけ水持ってくる、そんなやつはありますけども、田んぼが済んだら、もうこれ止めてしまうんですね。ほかに在所でしょっちゅう川流れとるねんというところはあるか分かりませんが、それがね、泥水になってくると、そんなに簡単には使えませんか。昔のようにね、谷水使って洗濯をするとか、谷の水使って食器洗うとか、そんな時代ではもうないんですからね。そういう点で、その生活用水の確保も、もう一步努力していただだけませんか。そしたら僕はもう安心してね、皆さんに、町はこうやって生活用水の確保もしました。それから、飲料水はこうやって6基造ってやりましたという、皆さんにそういう報告ができますので、生活用水の確保を、谷の水や川の水言うてないでね、もうそれは時代遅れですよ。ですから、こうやって確保しますというのを、一つ考えていただきたい。今案がなかったら、近々考えるわと、そういうことにしてほしいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（若宮 淳也） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 検討いたします。

○議長（若宮 淳也） はい、貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） この問題は、これで終わらせていただきます。

続いて、教育委員会のほうへお尋ねしています。

米価の値上がり、米の値段ですね。これが町では値上がりしています。それでその米価が値上がりしたので、保護者の方からね、給食費が上がるんじゃないかとか

ね。それから、米の給食が週何回あって、パンが何回あるんか、子供さんの話聞いとると、金曜日はパンやってよう言うてるんですけどね。私にしゃべるんと違うてね。金曜日だけパンで、あとの残りはみな米食かな、米飯かなと思ってるんですけども、その辺のことからお伺いしたいと思います。

この米の値段が上がったことが、学校教育の食育に影響はないんかと、米飯の回数は減ったりしていないんでしょうねと、あるいは、地元のちゃんと米を使っていますよとか、地元のお茶を使って、昼のお茶は準備していますとか、そんなこと私聞きたいんですわ。

それで、保護者にも負担はこれ以上かかっていかない。度会町は、今半額負担ですからね、ありがたいんですけども、100%負担ではないので値上がりしてきたら、必ず保護者に、そのまた半分が行きますから、そこら辺で値上がりせえへんねんやろなという問合せもありました。ですから、ここで答えていただきたいと思います。

そんなことで、米は値上がりしたけど、度会町の学校給食は、将来もこういうしていく、そうしていくつもりですという方向性をお聞きしたいと思って、教育長に質問書を出しました。お願いします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村教育長。

○教育委員会教育長（中村 武弘） それでは、まずは、議員の皆様方には日頃より、学校教育、社会教育、いろいろなことに関しまして、御指導・御支援いただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、貞森議員さんの質問にお答えします。

近年、米の価格の上昇が続き、私たち消費者や食品業界に大きな影響を及ぼしています。異常気象の頻発、エネルギー価格の高騰に伴うコストの上昇など、懸念事項がいっぱいある中、学校給食におきましても、影響が随所に及んでいるところでございます。もちろん、米以外のほかの食材も大変値上がりしております。

さて、学校給食における米の仕入価格につきまして、昨年度4月時点で1キログラム307円から段階的に値上がりし、本年度4月には500円となり、給食費を圧迫する一つの要因でございます。

そのような中、御質問いただいております米飯の回数は、以前と変わることなく、週に5回の給食のうち4回、つまり金曜日がパン食で、あとは全部米、ご飯になります。児童・生徒に提供しております。

また、誠に、ありがたいお話しでございますが、町内の方々から、お米を寄附いただいております。

学校給食は、児童・生徒の健康と成長を支えるだけでなく、地域社会のつながりを深める重要な役割だと、役割を果たしているとともに、地域の皆様に支えていただいていると感じております。この場をお借りしまして、改めてお礼申し上げます。

次に、給食費の保護者負担につきましては、物価高騰による食材費の変動に対応するため、また、成長に必要な栄養価や品質を維持するため、本年度、値上げを実施しております。

小学生は月額350円、中学校は450円の値上げをいたしました。

しかし、先ほど貞森議員さんも言われましたように、給食費の半額を町の補助制度により支援しておりますので、保護者負担は軽減されている仕組みでございます。

今後の学校給食につきましては、給食の質を維持しながら、コストを管理するため、効率的な調達と運営を行っていく次第でございます。

さらに、子供たちに健康で栄養価が高く、なるべく地元で生産された食材を使用したおいしい給食を提供できるように進めていきたいと思っております。例えば、度会茶揚げパン、子供たちに非常に人気なのですが、度会茶の粉を使って揚げパンにまぶしたものでございますが、そういったものも提供しております。

今後とも、貞森議員さんの豊富な知見と経験から成る御助言をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、給食だけでなく、子供たちの通学に対しても、安全を図るため、交通指導いただいている地域の皆様に感謝を申し上げ、貞森議員さんに対する答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） はい、貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 私は知らなかったんでよく分かりました。週1回パン食の日が金曜日という子供が言うとのが正しいんやなと。それで、それは変わらずやっていくと、お米は値上がりしても、寄附してくれる人もおると、ありがたいことです。

度会町ですからね。米とお茶だけはね、何としても、町内のものを使っていたきたいと。もう業者が四日市の業者であろうが、津の業者であろうがね。もう津で買った米なんかという、そんなことで私おりますもんでね。できたら、寄附はありがたいんですけど、買うてでもね、地元の米とお茶は使っていたきたいと。

それから、今後の見通しもよく分かりましたので、少し値上がりはありますけども、これはもう御父兄の方も御了解いただきたいという程度の値上げやと思っておりますので、今後とも、この状況が続けていただきたいと、こう思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きまして、2番 大西徹議員。

《2番 大西 徹 議員》

○2番（大西 徹） 2番議員の大西徹です。議長より許可をいただきましたので質問させていただきます。

先ほどの山北議員さんの質問と共通している部分あるかと思いますが、私は高齢者・障害者へのタクシー補助制度についてお聞きいたします。

令和7年第1回定例会におきまして、町側から令和7年度初旬には、介護認定を受けている方や、一定以上の障害をお持ちの方の通院支援のため、高齢者・障害者タクシー補助制度を開始するとの説明を受けました。

速やかな制度の開始が求められているところ、現在までの進捗状況または制度の詳細についてお聞かせください。

通告書の7点についてお伺いいたします。

制度の開始時期について、支援方法について、支援対象者への要件について、限度額の設定について、輸送を行う事業者の選定方法について、予定されている町営診療所へのアクセスまたは連携について、通院以外の買物等への利用についてになります。御答弁をお願いいたします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大西議員さんの質問にお答えをいたします。

令和7年度当初予算で、議員の皆様にお認めいただきました高齢者及び障害者の方へのタクシー料金補助事業につきましては、実施要綱を制定いたしまして準備を進めているところでございます。

詳細につきましては、担当課より説明いたさせます。

○議長（若宮 淳也） はい、西村長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（西村 夏之） それでは、町長に代わりまして、担当課から進捗状況等について、着座にて説明いたします。

5月下旬に度会町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成事業実施要綱を制定し、現在、近隣の事業所への協力依頼及び住民の方への周知を準備しております。

まず、対象者といたしましては、住民税非課税世帯で要介護認定を受けた方、身体障害者福祉法施行規則による下肢障害等に該当する方、療育手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方です。この場合は、1級と2級が該当いたします。

次に、助成額の内容ですが、1枚2,000円の助成券を、申請月から当該年度末までの月数を交付し、1回の使用枚数については、上限を設けておりません。

なお、医療機関への通院の支援を目的といたしておりますので、現状では、買物等への利用はしていただけません。対象者や支援目的の拡大につきましては、今後の利用状況や財政状況等を鑑みて検討したいと考えております。

以上、大西議員への答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、大西徹議員。

○2番（大西 徹） 町長さんからも事業については、要綱を制定して準備を進めて

いる。課長さんから5月には事業実施要綱を制定し、事業所への依頼と、住民周知を準備していると答弁いただきました。

要綱が制定されておられるのであれば、具体的なその開始月など、分かれば結構です。答弁お願いいたします。

○議長（若宮 淳也） はい、西村長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（西村 夏之） 現在30を超える事業所と調整のほうをさせていただきまして、それが済み次第と考えておりますので、その辺りで御理解いただきたいと思います。

○議長（若宮 淳也） 大西徹議員。

○2番（大西 徹） 制度の開始を待っておられる方はたくさんみえると思います。迅速な対応をお願いいたします。

また、限度額につきまして1枚2,000円の助成券を交付し、上限は設けていないというふうに答弁いただきました。これ私の概算ですが、例えば中川地区、一之瀬地区から日赤病院までタクシーを利用した場合、片道1万円程度かかってしまいます。このように町内でも遠方の方はおられるわけですので、一律ではなく、負担額が同じになるような設定も期待したい、そういうふうにも思います。

最後、通院以外の買物等への利用については、利用状況、財政状況などを見て検討したいということですので、スピーディーな状況把握もお願いしたいと思います。

これらの制度を鑑みましても、度会町をはじめ、近隣市町にとって、車での移動というものは必要不可欠であります。また、町内の交通移動につきましても、100円の負担で、路線バス、町営バスともに移動できる制度が整っております。

それでも、町長さんは、地理的な要件や体の問題等で、どうしてもバスでの移動が難しい方が見える。そういった皆さんがタクシーで移動する場合の負担を少しでも軽減できればとも、おっしゃってくれておられます。

さらなる手厚い補助、切れ目のない息の長い支援に、今後も期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（若宮 淳也） 以上で、大西徹議員の質問を終わります。

暫時、休憩いたします。

（10時2分休憩）

（10時15分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各委員長

より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 西井仁司議員。

○予算決算常任委員長（西井 仁司） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました議案第37号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第1号）、以上、1議案について、教育長、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員会委員長 大野原徳議員。

○総務住民常任委員長（大野 原徳） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました議案第38号 令和7年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第39号 令和7年度度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第40号 令和7年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第41号 度会町特別職のハラスメントの防止に関する条例について、議案第42号 度会町営診療所設置条例について、以上、5議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、総務住民常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員会委員長 大西徹議員。

○産業教育常任委員長（大西 徹） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました議案第43号 物件等の買入に係る契約の締結について、以上、1議案について、教育長、関係局長、係長の出席を求め、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

これを持ちまして、産業教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員会委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案どおり可決すべきものであります。

これで、各常任委員会委員長報告を終わります。

◎討論（議案第37号～議案第43号）

続きまして、日程第3 これより、討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第37号から議案第43号までを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第37号から議案第43号までの討論を打ち切りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決（議案第37号～議案第43号）

日程第4 これより、お手元に配付いたしております提出議案書の議案第37号から議案第43号を採決いたしたいと思えます。

議案第37号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第37号は、原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号 令和7年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第38号は、原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第39号 令和7年度度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第39号は、原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第40号 令和7年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第40号は、原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第41号 度会町特別職のハラスメントの防止に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第41号は、原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第42号 度会町営診療所設置条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第42号は、原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号 物件等の買入に係る契約の締結についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第43号は、原案どおり可決すべきものと決しました。

暫時、休憩いたします。

(10時24分休憩)

(10時25分再開)

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、中村町長より提出されました議案第44号 工事請負契約の締結についてを日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号を追加日程とすることに決定いたしました。

◎追加提出議案の上程（議案第44号）

追加日程第1 議案第44号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

◎提案理由の説明（議案第44号）

追加日程第2 それでは、議案第44号 工事請負契約の締結についてに対し、提案者、中村町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、説明をいたします。

議案第44号につきましては、令和7年度林道注連指西線地滑り災害復旧工事に係る工事請負契約の締結についてでございます。

度会町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定による予定価格が5,000万円以上の工事であるため、工事請負契約の締結について、町議会の議決を求めるものであります。

契約金額を1億8,150万円、契約の相手方を伊勢市円座町1005番地、株式会社森組、代表取締役 森庄平といたすものでございます。

以上、提出議案の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎質疑（議案第44号）

追加日程第3 これより、議案第44号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案44号に対する質疑を打ち切ります。

◎委員会付託（議案第44号）

追加日程第4 お諮りいたします。

議案第44号については、度会町議会会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎討論（議案第44号）

追加日程第5 これより、討論を行います。

議案第44号に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。

議案第44号に対する討論を打ち切ります。

◎採決（議案第44号）

追加日程第6 これより、議案第44号を採決いたしたいと思います。

議案第44号 工事請負契約の締結についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第44号は、原案どおり可決すべきものと決しました。

暫時、休憩いたします。

（10時29分休憩）

（10時30分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、提出されました発議第3号 度会町議会ハラスメント防止条例についてを日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を追加日程とすることに決定いたしました。

◎議員提出議案の上程（発議第3号）

追加日程第7 発議第3号 度会町議会ハラスメント防止条例についてを議題といたします。

◎提案理由の説明（発議第３号）

追加日程第８ それでは、発議第３号 度会町議会ハラスメント防止条例についてに対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

２番 大西徹議員。

○２番（大西 徹） 発議第３号 度会町議会ハラスメント防止条例について

令和７年６月１２日提出

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 大野 原徳

同じく 西井 仁司

同じく 濱岡 裕之

同じく 中森 慰

同じく 登 喜三雄

提案理由

政治分野におけるハラスメントの事案が全国で多発している。議員及び職員の個人としての尊厳が尊重され、議員が活動できる良好な環境及び職員の良好な職場環境を確立することで、地方自治の本旨に基づく互いの役割を十分に発揮できるよう、ハラスメントの根絶及び未然防止に努めることを決意し、当該条例を制定いたしました。

これが、この議案を提出する理由である。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎質疑（発議第３号）

追加日程第９ これより、発議第３号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

発議第３号に対する質疑を打ち切ります。

◎討論（発議第３号）

追加日程第１０ これより、討論を行います。

発議第３号に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 討論なしと認めます。

発議第3号に対する討論を打ち切ります。

◎採決(発議第3号)

追加日程第11 これより、発議第3号を採決いたしたいと思います。

発議第3号 度会町議会ハラスメント防止条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(若宮 淳也) 賛成全員であります。

よって、発議第3号は、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

度会町議会議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、度会町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和7年第2回度会町議会定例会を閉会いたします。

(10時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員